

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業査定要領</p> <p>「略」</p> <p>1 「略」</p> <p>2 補助金額の算出</p> <p>(1) 標準経費</p> <p>間伐材生産、路網の整備 <u>及びスギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備</u> (以下「作業道等」という。) <u>、</u> 低コスト再造林対策にかかる標準経費は、定額単価を上限に事業量を乗じて求める。</p> <p>なお、定額単価とは、要綱別表第1の補助率の欄に規定したものである。</p> <p>(2) 補助金</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p>エ 低コスト再造林対策の実施に必要な機械器具の整備における実行経費は2者以上の見積りの最安値に3分の2又は2分の1を乗じたものと、要綱別表第1の知事が定める定額単価の上限を比較していずれか低い額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>オ</u> 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>4 附則</p> <p>「略」</p> <p><u>この要領は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県木材安定供給推進事業査定要領</p> <p>「略」</p> <p>1 「略」</p> <p>2 補助金額の算出</p> <p>(1) 標準経費</p> <p>間伐材生産、路網の整備 (以下「作業道等」という。) <u>及び</u>低コスト再造林対策にかかる標準経費は、定額単価を上限に事業量を乗じて求める。</p> <p>なお、定額単価とは、要綱別表第1の補助率の欄に規定したものである。</p> <p>(2) 補助金</p> <p>ア～ウ 「略」</p> <p>エ 低コスト再造林対策の実施に必要な機械器具の整備における実行経費は2者以上の見積りの最安値とし、<u>これを要綱別表第1の知事が定める定額単価とする。</u></p> <p><u>オ 低コスト再造林対策の実施に必要な機械器具の整備は、要綱別表第1に定める上限として、エに3分の2又は2分の1を乗じたものと比較していずれか低い額とする。</u></p> <p><u>カ</u> 「略」</p> <p>3 「略」</p> <p>4 附則</p> <p>「略」</p> <p><u>(新設)</u></p>

新旧対照表

新	旧
---	---

別表 1

木材安定供給推進事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
(略)	(略)
(略)	(略)
森林作業道整備及び森林作業道の機能強化	(略)
(略)	(略)

別表 1

木材安定供給推進事業標準単価構成因子

区 分	構成因子
(略)	(略)
(略)	(略)
森林作業道整備	(略)
(略)	(略)